

地方財政破壊を許さず、壮大な「共同」を広げ地域経済の再生とくらしを改善するたたかいをすすめる

給料表・一時金据え置き、寒冷地手当改悪の勧告

1. 人事院は本日(6日)、国会と内閣に対して国家公務員の給与改定に関する勧告を行った。その内容は、官民較差を 0.01%、39 円(寒冷地手当改悪を含まないと 0.05%、207 円)とし給料表を改定せずに据え置くとともに、一時金についても現行支給月数に据え置くこととした。

一方、寒冷地手当については、当初提案を見直したものの、支給地域・額とも4割に及ぶ大幅な改悪を強行し、最高18万円以上の削減を押し付けるものである。

04人事院勧告は、全国の公務員労働者の賃金引上げ、生活改善の要求に応えない賃金抑制勧告であるが、5年連続の年収・一時金の削減、2年連続の基本給切り下げ・不利益遡及というこの間の不法・不当な勧告にストップをかけ「マイナス人勤・賃下げの悪循環阻止」をかかげてたたかった官民一体の取り組みを一定反映したといえる。

しかし、寒冷地手当については、寒冷・積雪の生活実態や生計費の増崇を全く無視するとともに、寒冷積雪地域の地方議会から数百の意見書が出されたにもかかわらず、地方交付税や生活保護費の削減に重大な影響を及ぼし、寒冷積雪地域の住民の安全・安心のための行政水準の切り下げをもたらす不当な改悪を強行した。

自治労連は、今後、「三位一体改革」による自治体労働者の賃下げを許さず、生活改善と諸要求の実現に全力をあげるとともに、小泉「構造改革」による公務員給与の地域格差導入の先取りとしてすすめられる寒冷地手当の改悪を許さないたたかいに全力を挙げる。

政府の公務員制度「改革」を具体化する全面的な給与制度見直しを報告

2. 人事院は、来年度の勧告にむけ「報告」で、「給与構造の基本的見直し」を行うとして、「職務・職責を重視し、実績を的確に反映する給与制度への転換」を打ち出した。

その内容は、第一に「級構成の見直し」「昇給カーブのフラット化」「枠外昇給の廃止」など昇給の抑制・頭打ち、職務給強化など「能力・実績評価による人事管理」を強めようとしている。

第二に、これまでの普通昇給や特別昇給を廃止し、「実績評価」に基づく昇給の是非を含む「査定昇給」への転換を打ち出すとともに、勤勉手当についても「実績評価」による全面的な「成果主義」の導入を打ち出した。

第三に、「本府省手当」を新設し、霞ヶ関など本府省優遇の賃金制度を持ち込むことを進めようとしている。

こうした「給与構造の基本的見直し」は、「能力・成果主義」賃金構造への転換を一方的に強行しようとするものである。

3. さらに「報告」は、地方の公務員賃金を地域の民間賃金の水準に「準拠させる」として地域格差の拡大をすすめる抜本的見直しを行うとしている。

そのために、全国共通の俸給表の水準を引き下げ、その財源で、上限20%程度の「地域手当(地域調整額)」を支給し、地域・ブロック間に大きな賃金格差を導入する制度を導入するとしている。さらに中央省庁を優遇する異動保障として「転勤手当」の新設を

打ち出している。

4. こうした「給与構造の基本的見直し」は、構造改革を推進する「物言わぬ公務員づくり」を狙う「公務員制度改革」を給与構造から具体化するものである。

民間でも「成果主義」賃金制度が、モラルハザードを引き起こし仕事の意欲の喚起に結びつかないとして見直しを余儀なくされていることにこそ目を向けるべきである。

多くの自治体が、公務員制度「改革」の先取りとしてすすめている「人事評価制度」の導入に拍車がかかると考えられ、自治体での「能力・成果主義」賃金の導入を許さないたたかひの強化が求められている。

また、人事院がすすめる「地域格差の拡大」の根拠にしている民間賃金の地域差は、大企業と中小企業の賃金格差にあることは明瞭であり、むしろ、企業規模による賃金格差の是正、「均等待遇」の確立こそ、政府にもとめられる課題である。

公務員賃金の「地場賃金」への引き下げは、地域間の経済格差を拡大し地域経済をさらに深刻な事態に追いやるものである。

自治労連は、「能力・成果主義」賃金への導入や地域格差を拡大する「給与構造の基本的見直し」報告は、来年の公務員賃金の抜本改悪の布石であり、これを認めることは出来ない。この「報告」の内容の一方的な実施を許さないたたかひを進める決意である。

「三位一体改革」による賃下げを許さない賃金闘争を全力ですすめる

5. 小泉内閣は、「骨太方針 2004」で自治体の歳出削減の柱の一つに「地方公務員の給与などについて、その適正化を強力に推進する」として地方公務員の人件費削減をすえ、住民サービスの切り捨てや自治体労働者の賃金・労働条件の切り下げ攻撃に拍車を掛けようとしている。

地方の公務員賃金の引き下げは、地域最賃などの切り下げや民間労働者の賃下げに連動し地域経済に一層打撃を与え、地域の経済格差をさらに拡大するものである。

自治労連は、「三位一体改革」に関わって「地方税・財政に対する提言」を明らかにし、全国の自治体の首長をはじめ多くの自治体関係者との懇談・共同を広めてきたが、この運動をさらに広げ、地方財政破壊の攻撃と正面から対決するとともに、「賃下げの悪循環ストップ」をかける「公務・民間」共同のたたかひを職場・地域から一層広げる決意である。

また、「公務員制度改革」関連法案が、臨時国会に提案されようとしているが、労働基本権の回復など ILO 勧告に基づく「民主的な公務員制度」を求める共同のたたかひを強める。

さらに、地方人事委員会にむけた「公務・民間」の共同のたたかひを出足早くスタートさせ、自治体労働者の暮らしの改善と公契約条例制定運動など、地域の賃金底上げを図る賃金闘争を全力ですすめるとともに、憲法改悪・教育基本法改悪反対のたたかひや、三位一体改革など「構造改革」との闘いを結合させた秋季年末闘争に全力をあげる決意である。

2004 年 8 月 6 日

日本自治体労働組合総連合中央執行委員会